

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画について

平成30年6月6日に、中小企業の労働生産性向上を柱の一つとする生産性向上特別措置法が施行されました。

草津町では、この法律に基づく導入促進基本計画（以下「草津町基本計画」）を策定し、6月22日に国から同意を得て、事業者からの先端設備等導入計画の申請受付を開始します。

これにより、先端設備等導入計画を作成し、町の認定を受けた事業者は、固定資産税の特例軽減（※1）の支援措置を活用することができます。

※1 町では、町の認定を受けた「先端設備等導入計画」の基で一定の条件を満たす設備を導入した場合、該当する償却資産にかかる固定資産税課税標準額を3年間ゼロとする条例が平成30年6月議会において制定されています。

草津町基本計画について

【計画期間】

平成30年6月22日から3年間

【計画内容】

草津町基本計画（PDF形式）

先端設備等導入計画の申請について

【対象となる中小企業者】

中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する「中小企業者」が対象となります。固定資産税の特例軽減を活用できる対象については基本計画をご確認下さい。

【計画期間】

計画認定から3年、4年又は5年

【労働生産性】

計画期間内において、基準年度※比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。

※直近の事業年度末

〔計算式〕（営業利益+人件費+減価償却費）/労働投入量※

※労働投入量＝（労働者数又は労働者数×1人あたりの年間就業時間）

申請に係る各種様式について

- 先端設備等導入計画に係る認定申請書（ワード形式）
- 先端設備等導入計画に係る認定申請書記載例（PDF形式）
- 工業会等による証明書（ワード形式）
※固定資産税の特例軽減を活用しない場合は不要です。
- 認定支援機関確認書（ワード形式）
※町への申請前に、認定経営革新支援機関の事前確認が必要です。
- 先端設備等に係る誓約書（ワード形式）
※計画の申請時に工業会等の証明書が添付できる場合は不要です。

その他留意点

1. 計画内容に変更（設備の更新や追加取得等）が生じた場合は、計画変更の申請が必要となる場合がありますので、お問い合わせ下さい。
2. 計画認定後、先端設備等導入計画の進捗状況の把握のため、アンケート調査を実施する場合があります。
3. 設備等に係る固定資産税の特例軽減には、税務申告が必要です。詳細については、町の税務課へお問い合わせ下さい。（電話：0279-88-7186）

関連リンク

経営サポート「生産性向上特別措置法案による支援」（中小企業庁ホームページ）
URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>